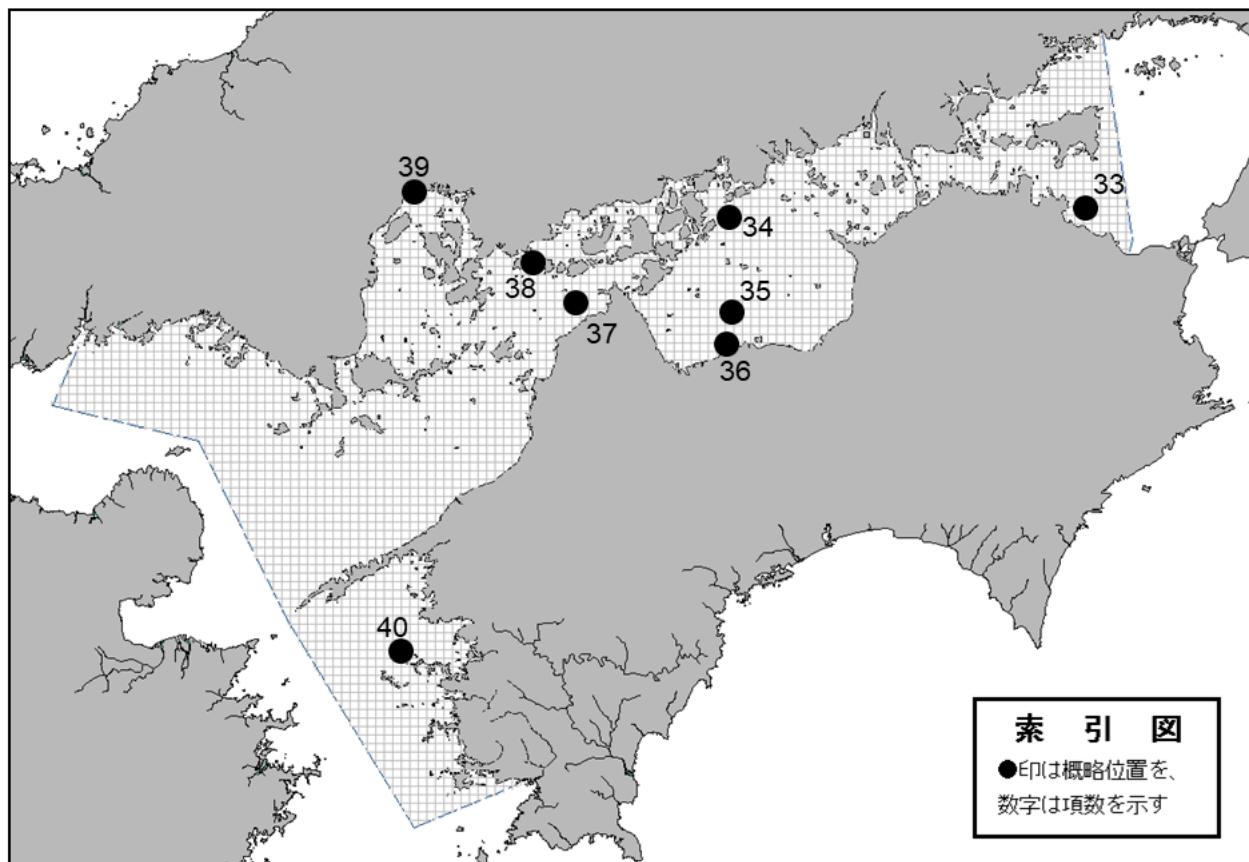


第六管区水路通報第5号

令和8年2月6日

第六管区海上保安本部

- 第 33項 瀬戸内海 一 播磨灘、津田湾東方 照明弾等発射訓練
- 第 34項 瀬戸内海 一 備後灘、百貫島 船舶気象通報一時業務休止
- 第 35項 瀬戸内海 一 新居浜港北方 灯浮標消灯、仮灯設置
- 第 36項 瀬戸内海 一 新居浜港、新居浜区、第2区 船舶気象通報一時業務休止
- 第 37項 瀬戸内海 一 安芸灘 灯浮標灯質変更等
- 第 38項 瀬戸内海 一 安芸灘、上蒲刈島南岸 魚礁設置
- 第 39項 瀬戸内海 一 広島港、第3区 沈船撤去
- 第 40項 豊後水道 一 戸島北西方 照明弾発射訓練



- ◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



- ◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



- ◎ この通報の位置情報は「世界測地系WG S – 84」です。

- ◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

- ◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

- ◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

- ◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～海の事件・事故は 118番へ～

★8年33項瀬戸内海 - 播磨灘、津田湾東方 照明弾等発射訓練

期 間 令和8年2月20日(予備日23日)の0900~1300
区 域 34-18-26N 134-19-21Eの地点を中心とする半径1000mの円内
備 考 巡視艇による照明弾及びもやい銃発射訓練
海 図 W137A-W150B-W106-JP106
出 所 高松海上保安部



★8年34項瀬戸内海 - 備後灘、百貫島 船舶気象通報一時業務休止

期 間 令和8年2月20日(予備日3月5日、6日)1000~1400
名 称 百貫島灯台
休止業務 百貫島灯台における気象通報事項(風向、風速)の提供業務
備 考 船舶気象通報(電子メール、電話、インターネット・ホームページ)及び
沿岸情報提供システムによる気象情報の提供休止
海 図 W100A-W100B
参 照 書 誌 411 4462番
出 所 第六管区海上保安本部

★8年35項瀬戸内海 - 新居浜港北方 灯浮標消灯、仮灯設置

名 位 置 称 新居浜東航路第3号灯浮標
位 置 34-02.7N 133-18.7E
備 海 図 仮灯(等明暗白光、明2秒暗2秒)
考 参 照 書 誌 W1128-W153-JP153
出 所 411 4552番
所 今治海上保安部



★8年36項瀬戸内海 - 新居浜港、新居浜区、第2区 船舶気象通報一時業務休止

期 間 令和8年2月10日(予備日12日)の1100~1400
名 称 新居浜港埠生埼灯台
休止業務 新居浜港埠生埼灯台における気象通報事項(風向、風速)の提供業務
備 考 船舶気象通報(電子メール、電話、インターネット・ホームページによる気象通報)
及び第六管区海上保安本部沿岸域情報提供システムによる気象情報の提供休止
海 図 W100A-W100B
参 照 書 誌 411 455番
出 所 第六管区海上保安本部

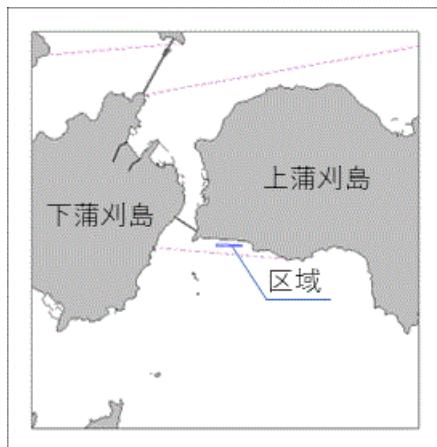
★8年37項瀬戸内海 - 安芸灘 灯浮標灯質変更等

六管区水路通報8年3号22項削除
名 称 安芸灘南航路第3号灯浮標
位 置 34-03.4N 132-48.2E
灯 質 等明暗白光 明2秒暗2秒
光達距離 6海里
海 図 W1004-W141-W1108-JP1108-W100B
参 照 書 誌 411 4626番
出 所 第六管区海上保安本部



★8年38項瀬戸内海 - 安芸灘、上蒲刈島南岸 魚礁設置

区 域 4地点により囲まれる区域
(1) 34-10-55N 132-41-39E
(2) 34-10-53N 132-41-39E
(3) 34-10-53N 132-41-23E
(4) 34-10-55N 132-41-23E
備 考 (1) 石材、高さ約1.3m
(2) 鋼製、高さ約2.0m、20基
海 図 W141-W1108-JP1108
出 所 第六管区海上保安本部



★8年39項瀬戸内海 - 広島港、第3区 沈船撤去

六管区水路通報8年3号25項削除
位置 34-20-53N 132-22-10E付近
海図 W1112A-W1112B-W142
出所 広島海上保安部



★8年40項 豊後水道 - 戸島北西方 照明弾発射訓練

期区備海出 間域考図所 令和8年2月20日(予備日25日)の0900~1200
33-15.0N 132-20.0Eの地点を中心とする半径1000mの円内
巡視艇による訓練
W138-W151-JP151-W1102-JP1102
宇和島海上保安部

